

議案第160号

大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

大阪市国民健康保険条例(昭和36年大阪市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第15項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市国民健康保険条例附則第15項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和2年9月11日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

保険料の延滞金の割合に係る特例措置を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市国民健康保険条例（抄）

附 則

1-14 省 略

15 当分の間、第19条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の延滞金特例基準割合

前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントに規定する平均貸付割合

の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例延滞

基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割金特例基準割合

合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該延滞金特例基準割合

加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。